

② 第2種重度障害者施設設置等助成金

1 支給対象事業主

この助成金の支給対象事業主は次の事業主となります。

次のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 支給対象障害者を10人以上継続して雇用していること
- (2) 現に雇用している労働者数のうちに占める支給対象障害者の割合が10分の2以上であること
- (3) 支給対象事業施設等の設置(賃借による設置を除きます。)または整備(支給対象障害者の雇用に適当であると認められる設置又は整備に限る。)が行われる事業所

【留意事項】

- ① 上記1の(1)の要件を判断する場合には、次の助成金の支給対象となった障害者及びその補充者(各々の助成金の支給対象障害者が離職している場合には、当該離職者に代えて雇用され、助成金の支給対象障害者となった者を含む。)は含まれません。
 - a 障害者作業施設設置等助成金
 - b 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金
 - c 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金
 - d 平成17年9月30日以前の中途障害者作業施設設置等助成金
- ② この助成金は3ページ2の【留意事項】(1)の①～④に掲げる事業主には支給しません。

(注) 過去に第1種重度障害者施設設置等助成金(以下「第1種助成金」といいます。)、第2種重度障害者施設設置等助成金(以下「第2種助成金」といいます。)または施設改善助成金の支給を受けた事業主が、同助成金の対象となった同一の障害者をもって、第2種助成金の支給を受ける場合の支給対象となる事業施設等は、次のようになります。

イ 施設

第1種助成金、第2種助成金または施設改善助成金の支給対象となった事業の用に供する施設または第1種助成金、第2種助成金または施設改善助成金の支給対象となった設備を設置する施設であって、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するもの

(イ) 第1種助成金または施設改善助成金の支給が決定された日から起算して10年を経過した施設の改善に係るもの。

この場合の改善とは、当該施設を基礎として、施設を増築、改築または新築することを含むものとします。

(ロ) 第2種助成金の受給資格認定申請時まで継続して使用し、第2種助成金により改善を行うもの。

ロ 設備

次のいずれかに該当するもの。

(イ) 上記イの施設に新たに設置整備する設備であって、下記(ロ)と明確に区分できるもの

(ロ) 第1種助成金、第2種助成金または施設改善助成金の支給対象となった事業の用に供する設備であって、次の①から②のいずれにも該当する設備の更新に係る設備(以下「更新設備」といいます。過去に設備更新助成金またはこの項により第2種助成金の支給対象となった更新設備を除きます。)

① 第1種助成金、第2種助成金または施設改善助成金の支給決定日の翌日から起算して、設備の種類ごとに機構が別に定める期間または10年を経過した設備

② 第2種助成金の受給資格の認定申請時まで継続して使用しているものまたは法定の減価償却を終えているものであって、この助成金の受給資格の認定決定後は、廃棄または売却される設備

2 助成金の支給対象費用

この助成金の支給対象費用は、次のように算定されることとなります。

(1) 事業施設等

事業施設等の設置整備に係る支給対象費用は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(5ページ参照)

【留意事項】

① 支給対象とならない費用

支給対象とならない費用は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(6ページ参照)

② 支給対象費用の額を一般競争入札等で得られた額とすることについて

支給対象費用の額を一般競争入札等で得られた額とすることについては、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(6ページ参照)

(2) 利息の支払

第1種重度障害者施設設置等助成金と同じように利息の支払に対する助成金の支給を受けることができます。(6ページ参照)

第2種助成金に係る利息助成金の対象となる借入金の限度は、支給対象費用の額に30分の7を乗じて得た額または1,750万円のいずれか低い額です。

3 支給額及び支給期間等

(1) 支給額

イ 事業施設等に対する助成金

事業施設等に対する助成金の支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額または次表の支給限度額のいずれか低い額となります。(以下「設置助成金」といいます。)

ただし、同支給対象費用に充てるため、助成金に合わせて、国、地方公共団体及び独立行政法人等の公共機関から補助金等の支給を受ける場合の支給額は、支給対象費用の額から当該補助金等の額を控除した残りの額に助成率を乗じて得た額または次表の額のいずれか低い額です。

助 成 率	限 度 額
2/3 (特例 3/4) (特例：要件を満たしている事業主)	5,000万円 (特例は1億円) ただし、従前の第2種助成金の支給額との合計額は、1億円が限度です。

ロ 利息の支払に対する助成金

利息の支払に対する助成金の支給額は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(6ページ参照)

(2) 支給期間

イ 利息支払助成金の支給期間

利息支払助成金の支給期間は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(7ページ参照)

ロ 支給対象事業主となることができない期間

支給対象事業主となることができない期間は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(7ページ参照)

4 認定申請

認定申請の手続き等は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(7ページ参照)

(注) 第2種助成金の認定申請をしようとする事業主が、第1種重度障害者施設設置等助成金の支給を受けた事業所の施設の改善等、設備の更新等を申請内容とする場合及び第2種助成金の支給を受けた事業主が、第2種助成金の支給を受けた事業所の施設の改善等、設備の更新等(一度設備の更新に係る助成金の支給を受けた設備を除きます。)を申請内容とし、支給限度額の範囲で、2回目以降の認定申請をする場合は、7ページ4の(1)の認定申請の事前協議は要しません。この場合の認定申請の手続きは、次のとおりです。

イ 施設・設備(設備更新に係る設備を除く。)の設置整備

過去の第1種重度障害者施設設置等助成金、第2種助成金又は施設改善助成金の対象となった施設に係るこれらの助成金の支給決定日から起算して、10年を経過した日以降であって、原則として、支給対象施設の改善等に係る購入並びに改造、据付けのための工事等を行おうとする日の前日から起算して2か月以内に、認定申請書(様式第511号)に添付書類を添付し、業務受託法人を経由して機構に提出します。

ロ 設備の更新

過去の第1種重度障害者施設設置等助成金、第2種助成金または施設改善助成金の対象となった設備に係るこれらの助成金の支給決定日から起算して、別に定める期間又は10年を経過した日以降であって、原則として支給対象設備の購入並びに改造及び据付けのための工事等を行おうとする日の前日から起算して2か月以内に、認定申請書(様式第511号)に添付書類を添付し、業務受託法人を経由して機構に提出します。

5 支給請求

支給請求の手續等は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(9ページ参照)

6 助成金の事業計画の変更手續(助成金変更承認申請書等)

助成金の事業計画の変更手續等は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。
(11ページ参照)

7 助成金の返還

助成金の返還は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(12ページ参照)

8 留意事項

(1) 助成金の支給額の助成率及び支給限度額の特例の取扱については、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです(7ページ参照)。

ただし、12ページの8の留意事項の(1)の「特別重度障害者を5人以上」は、「特別重度障害者を3人以上」に、13ページの(2)の「3億円または4億円」を「1億円」と読み替えてください。

(2) その他の留意事項は、第1種重度障害者施設設置等助成金と同じです。(12ページ参照)